

# 由利本荘市契約後V E提案方式試行要綱

平成22年6月1日

改正 平成23年3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事について契約後V E提案方式（以下「契約後V E」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「契約後V E」とは、建設工事の契約後に、契約者から、市が設計図書等に指定した施工方法等（以下「標準案」という。）に対し、コスト縮減が可能となる施工方法に関する技術提案（以下「V E提案」という。）を受け付け、そのV E提案を基に工事の施工等を行う方式をいう。

(対象工事)

第3条 契約後V Eの対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、民間における技術開発の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有するもので、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる技術提案が期待できるものとする。この場合において、対象工事に係る契約書には、契約後V Eである旨を明記するものとし、追加すべき項目の記載例は別紙のとおりとする。

(工事の選定等)

第4条 工事の選定及び技術提案を求める範囲の決定は、指名審査調整会議が行うものとする。この場合において、市長は、あらかじめ、学識経験者等の意見を聞かなければならない。

(対象工事に係る周知)

第5条 発注する工事が契約後V Eの対象工事であることについての周知は、入札公告(指名競争入札にあつては指名通知。以下同じ。)において次の事項を明示することにより行うものとする。

- (1) 当該入札公告に係る工事が契約後V Eの対象工事であること。
- (2) 契約後に、標準案に対し、それと異なる施工方法等に関してV E提案を受け付けること。
- (3) 審査の結果、V E提案が採用されない場合があること。
- (4) V E提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、その後の工事において無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでないこと。
- (5) 市がV E提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合において

も、V E 提案を行った契約者の責任が軽減されるものではないこと。

(V E 提案書の提出)

第6条 契約者がV E 提案を行う場合は、その内容を明示した契約後V E 提案書(様式第1号)を提出するものとする。

2 契約後V E 提案書の提出期限は、原則として、契約締結の日から当該提案に係る部分の工事に着手する30日前までとし、工期設定において15日間以上の提案準備期間が確保されるよう配慮するものとする。

3 契約後V E 提案書を提出する回数は原則として1回とするが、工事の実状に照らし適宜提出できるものとする。

4 提出されたV E 提案書は、次により取り扱うものとする。

(1) V E 提案書の作成等に要する費用は、契約者の負担とする。

(2) V E 提案書の返却及び公表は行わないものとする。

(3) V E 提案書の提出後における提案内容の変更は認めないものとする。

(提案の審査等)

第7条 V E 提案の審査及び採否の決定は、市長が行うものとする。この場合において、市長は、あらかじめ、V E 提案の評価に関して学識経験者等の意見を聴かなければならない。

2 審査に当たっては、施工の確実性、安全性及び標準案と比較した経済性を評価するものとし、必要に応じて、契約者から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。

(提案の採否の通知等)

第8条 市長は、V E 提案の採否について、V E 提案採否通知書(様式第2号)により、V E 提案書の受領後14日以内に通知するものとする。ただし、契約者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2 市長は、前項の通知をする場合において、V E 提案が適正と認められなかったときは、その理由を付記して通知するものとする。

(設計変更等)

第9条 V E 提案が適正と認められた場合において、必要があるときは、市長は設計図書の変更を行なうものとする。

2 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、市長は必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

3 前項の規定による請負代金額の変更は、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる金額の10分の5に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。

4 V E 提案が適正と認められた後、契約事項に定める条件に変更が生じた場合、V E 管理費については、原則として、変更しないものとする。

5 市長は、V E 提案が採用された後、契約事項に定める条件に変更が生じた場合は、契約者に対してV E 提案に対する変更を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 別紙（第3条関係）契約書記載例

（設計図書の変更に係る乙の提案）

第19条の2 受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

様式第 1 号（第 6 条関係）

提出日： 年 月 日

契 約 後 V E 提 案 書

由利本荘市長 様

住所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

契約事項第 19 条の 2 に基づき V E 提案書を提出します。

工事名： (工事番号)	連絡者 氏 名 T E L F A X	
V E 提案の概要		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		
V E 提案の詳細 (1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比等 (様式 - 3) (2) V E 提案による概算低減額及び算出根拠 (様式 - 4) (3) その他詳細資料及び図面		

【記載上の注意】(1) 記入欄が不足する場合には、「様式 - 1 の 2」のように追記して下さい。

注) 概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。

(その2)

(契約後VE用)

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 設計図書に定める内容と、VE提案の内容の対比	
【現状】……略図等	【改善案】……略図等

(2) 提案理由
----------

(3) VE提案の実施方法 (材料、仕様、施工要領等を記入)
--------------------------------

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)
-------------------------

(5) その他
---------



(その4)

(契約後VE用)

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項

(2) VE提案が採用された場合に留意すべき事項

(その他)

